

第615回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和7年8月27日（水）

午後2時から

場所：茨城県三の丸庁舎3階共用会議室B

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 10名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 さけ特別採捕許可について（諮問）

第2号議案 遊漁規則の変更について（諮問）

第3号議案 その他

6 報告事項

（1）令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案の提出結果について

7 その他の事項

8 閉 会

資料No 1

漁諮問第8号

茨城県内水面漁場管理委員会

さけ特別採捕について、茨城県内水面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第74号)第41条第1項の規定により、別紙のとおり許可をするにあたり、同条第9項の規定に基づき意見を求める。

令和7年8月20日

茨城県知事 大井川 和彦



別 紙

1. 許可申請者

1) 常陸大宮市塩原 2356 番地の 5
久慈川漁業協同組合
代表理事組合長 石井 修

2) (代表者)

東茨城郡城里町石塚 1684 番地の 1
那珂川漁業協同組合
代表理事組合長 佐藤 富士雄

(共同申請者)

水戸市東大野 32 番地の 3
那珂川第一漁業協同組合
代表理事組合長 小林 益三

2. 許可をしようとする理由

さけ人工ふ化放流事業を実施するため

3. 許可をしようとする内容

別添のとおり

別添

令和7年度さけ特別採捕許可申請の概要

1. 久慈川

採捕数 10,000尾

使用漁具

建 網	2ヶ統	11名	10月 1日～12月 25日
投網(建網付帶)	2カ統	11名	10月 1日～12月 25日
流 し 網	6ヶ統	17名	10月 1日～11月 10日
おとり網	4ヶ統	7名	9月 20日～12月 25日
投網(おとり網付帶)	4カ統	7名	9月 20日～12月 25日

2. 那珂川

採捕数 30,000尾

使用漁具

建 網	1ヶ統	4名	9月 20日～12月 25日
投網(建網付帶)	2カ統	4名	9月 20日～12月 25日
流 し 網	34ヶ統	123名	9月 20日～10月 31日
いくり網	18ヶ統	94名	9月 20日～11月 30日
おとり網	13ヶ統	22名	10月 10日～12月 25日
友釣り	4ヶ統	6名	10月 10日～12月 25日

令和7年度 さけ特別採捕許可内容

1 久慈川漁業協同組合

許可の対象者	久慈川漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第30条第1項第3号(さし網)、同条同項第7号(投網)、第31条(保護水面)、第32条(禁止期間)、第34条第1項第5号(さけ建網)、同条同項第8号(おとり網)、第36条(さし網の禁止期間)、第37条第1項第1号(久慈川禁止区域)、同条同項第2号(久慈川支流里川禁止区域)、同条第3項(久慈川禁止期間)、第38条(河口付近における採捕の制限)				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 10,000 尾				
使用漁具及び漁法	統数	採捕の期間	採捕の区域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建網	2	10月1日から 12月25日まで	常陸太田市下河合町地先の久慈川及び常陸太田市落合町地先の里川。	計11名	なし
投網 (建網付帯)	2	10月1日から 12月25日まで	建網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計11名	なし
流し網(かさねさし網を除く)	6	10月1日から 11月10日まで	日立市留町地先茨城港日立港区第5埠頭水門と那珂郡東海村豊岡地先の下流側樋門とを結んだ線から上流の常陸太田市堅磐町地先の久慈川本流と支流里川との合流点に至る間の久慈川。	計17名	計18隻
おとり網	4	9月20日から 12月25日まで	常陸大宮市小貫地先から常陸太田市小島町地先までの間の久慈川及び常陸太田市里野宮町地先から同市落合町地先までの間の里川。ただし、里川に設置できるおとり網は1ヵ統に限る。	計7名	なし
投網 (おとり網付帯)	4	9月20日から 12月25日まで	おとり網の設置場所から上流及び下流50メートルまでの間の区域。	計7名	なし
許可期間	令和7年9月20日から令和7年12月25日まで				
許可の条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から1ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ15日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の8分の1以上を開通しなければならない。 (7) 建網及びおとり網により採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網により採捕する場合は、ゼッケンを着用するほか浮標(ボンデン)を、流し網の浮子網の片端に付けなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9)の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

2 那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合

許可の対象者	那珂川漁業協同組合及び那珂川第一漁業協同組合				
適用除外の条項	茨城県内水面漁業調整規則 第 30 条第 1 項第 3 号（さし網）、同条同項第 7 号（投網）、第 32 条（禁止期間）、第 34 条第 1 項第 5 号（さけ建網）、同条同項第 8 号（おとり網）、同条同項第 9 号（いくり網）、第 36 条（さし網の禁止期間）、第 37 条第 1 項第 4 号（那珂川禁止区域）				
採捕する水産動植物の種類及び数量	さけ 30,000 尾				
使用漁具及び漁法	統 数	採 捕 の 期 間	採 捕 の 区 域	採捕に従事する者の住所氏名	使用船舶
建 網	1	9月 20 日から 12月 25 日まで	常陸大宮市野田地先の那珂川。	計 4 名 (那珂川 3 名、那珂川第一 1 名)	なし
投 網 (建網付帯)	2	9月 20 日から 12月 25 日まで	建網の設置場所から下流 50 メートルまでの間の区域。	計 4 名 (那珂川 3 名、那珂川第一 1 名)	なし
流 し 網 (かさねさし網を除く)	34	9月 20 日から 10月 31 日まで	ひたちなか市と東茨城郡大洗町との間に架設された海門橋上流端から那珂市と東茨城郡城里町との間に架設された千代橋下流端に至る那珂川。	計 123 名 (那珂川 18 名、那珂川第一 105 名)	計 101 隻（那珂川 16 隻、那珂川第一 85 隻）
いくり網 (かさねさし網を除く)	18	9月 20 日から 11月 30 日まで	ひたちなか市と水戸市との間に架設された湊大橋上流端から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流 1,000 メートルの間の区域を除く。	計 94 名 (那珂川 33 名、那珂川第一 61 名)	計 76 隻（那珂川 22 隻、那珂川第一 54 隻）
おとり網 (堀釣を含む)	13	10月 10 日から 12月 25 日まで	水戸市飯富町及び同市下国井町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流 1,000 メートルの間の区域を除く。	計 22 名 (那珂川 22 名)	なし
友 釣 り (堀釣を含む)	4	10月 10 日から 12月 25 日まで	東茨城郡城里町地先から茨城県と栃木県の境界までの間の那珂川。ただし、建網設置場所から下流 1,000 メートルの間の区域を除く。	計 6 名 (那珂川 6 名)	なし
許可期間	令和 7 年 9 月 20 日から令和 7 年 12 月 25 日まで				
許可の条件	(1) 採捕したさけは、人工ふ化事業に供しなければならない。 また、廃魚を販売しようとするときは、魚ごとに許可を受けた者の発行する証票を付さなければならない。 (2) 人工ふ化放流事業を行うに際しては、事業が終了した日から 1 ヶ月以内にさけ増殖実態調査表及びさけ稚魚放流実績表を知事に提出しなければならない。 (3) 許可を受けた者は漁法別採捕責任者及び地区別漁具別廃魚責任者を選定し、知事に報告しなければならない。また、採捕の期間中変更があったときも同様とする。 (4) 許可を受けた者は、許可を受けた期間の毎月上旬、中旬、下旬ごとにさけ河川捕獲量等調査票を取りまとめ、それぞれ 15 日以内に知事に提出しなければならない。 (5) 採捕を行うに際しては、船舶航行の妨害をしてはならない。 (6) 建網を設置する場合は、河川幅の 8 分の 1 以上を開通しなければならない。 (7) 建網、おとり網及び友釣りにより採捕する場合には、標旗を掲げ、流し網及びいくり網により採捕する場合は、ゼッケンを着用し行わなければならない。ただし、流し網においては、前記ゼッケンのほか浮標（ボンデン）を、流し網の浮子綱の片端に付けなければならない。 (8) 増水等の理由により建網を撤去した場合は、直ちに漁政課長に報告しなければならない。 (9) 許可を受けた者は、採捕従事者に対し、本人の顔写真を添付した採捕従事者証を交付しなければならない。 (10) 採捕従事者は、特別採捕に際しては、(9) の採捕従事者証を携帯しなければならない。 (11) 採捕従事者証は、採捕従事者以外の者に貸与してはならない。 (12) 特別採捕に関して違反行為があったときは、この許可の全部若しくは一部を制限し、又は取消すことがある。				

資料No 2

漁諮問第7号

茨城県内水面漁場管理委員会

大北川漁業協同組合代表理事組合長から申請のあった遊漁規則の変更について、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第4項の規定により意見を求める。

令和7年8月6日

茨城県知事 大井川 和彦



諮問の内容

1 遊漁規則の変更認可申請者

住 所 茨城県北茨城市磯原町豊田 406 番地 1

氏 名 大北川漁業協同組合代表理事組合長 齋藤 滉

2 変更しようとする理由及び内容

申請者からは、釣具店の閉店による遊漁料徴収場所の削除及び漁業経営の安定化を目的とした遊漁料徴収場所の追加を内容とした遊漁規則の変更申請があった。

当該漁協遊漁規則における変更内容については、別紙新旧対照表のとおりである。

大北川漁業協同組合茨内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則の変更内容新旧対照表

変更後		現行	
(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)		(釣又はすくい網の遊漁料の額及び納付方法)	
第7条 (略)		第7条 (略)	
2～3 (略)		2～3 (略)	
4 (略)		4 (略)	
第2表 遊漁料徴収場所		第2表 遊漁料徴収場所	
あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料		あゆ・やまめ・いわなに関する遊漁料	
事務所等名称		事務所等名称	
(1) 大北川漁業協同組合事務所		(1) 大北川漁業協同組合事務所	
(2) 上州屋いわき泉店		(2) 上州屋北茨城店	
(3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店		(3) セブンイレブン北茨城磯原1丁目店	
(4) コンビニエンスモバリかながわ		(4) コンビニエンスモバリかながわ	
(5) ヤマザキショッパナカリうさみ		(5) ヤマザキショッパナカリうさみ	
(6) フアリーマート高萩インター店		(6) フアリーマート高萩インター店	
(7) 高萩ユーフィールド		(7) 高萩ユーフィールド	
(8) ミニストップ北茨城インター店		(8) ミニストップ北茨城インター店	
あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料(雑魚券)		あゆ・やまめ・いわな以外に関する遊漁料(雑魚券)	
末尾の別表のとおり		末尾の別表のとおり	

第五種共同漁業権遊漁規則変更認可申請審査結果一覧表

申請者	申請年月日	総会開催日	水産業協同組合法第48条に基づく総会の議決				遊漁規則の内容				添付書類
			a. 正組合員数(人)	正組合員の出席者数(人)	b/a (%)	b. 計	総会成立	議決時 賛成者数 (人)	審査結果	遊漁を不 當に制限 しないか か	
大北川漁協	R7.7.31	R7.6.29	254	30	133	163	64.2	○	161	○	○

遊漁規則変更について

令和 7 年 8 月 27 日

茨城県農林水産部漁政課

令和 7 年 7 月 31 日付けで大北川漁業協同組合より認可申請書の提出があった、遊漁規則の変更内容及び想定スケジュールについては以下のとおり。

1 対象遊漁規則

大北川漁業協同組合茨内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

2 遊漁規則の変更内容

遊漁料徴収場所の削除及び追加。

理由：漁業経営の安定化を図るため。

3 変更認可までの想定スケジュール

7月31日	変更認可申請書の提出
	申請内容の審査
8月27日	内水面漁場管理委員会（諮問・答申）
9月上旬	変更認可の庁内事務手続き
9月下旬	県報登載

辞任届

この度、一身上の都合により、令和7年8月31日付をもつて、茨城県内水面漁場管理委員会委員を辞任いたたく、お届けいたします

令和7年7月7日

茨城県内水面漁場管理委員会委員

住所

氏名

茨城県知事 大井川 和彦 殿

関 係 法 令

【漁業法（抜粋）】

(内水面漁場管理委員会)

第171条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かぬことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かぬ都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(構成)

第172条 内水面漁場管理委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水面において漁業を営む者を代表すると認められる者、当該内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）を代表すると認められる者及び学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者をもつて充てる。
- 3 前項の規定により選任される委員の定数は、十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要があると認めるときは、特定の内水面漁場管理委員会について別段の定数を定めることができる。

(準用規定)

第173条 第137条第2項から第6項まで、第138条第4項、第140条から第146条まで、第157条、第159条及び第160条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第144条第1項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第159条第2項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第18条第2項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

(構成)

第173条で準用する第137条

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門

●

委員を置くことができる。

- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

(委員の任命)

第173条で準用する第138条

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 年齢満十八年未満の者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(兼職の禁止)

第173条で準用する第140条 委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

(委員の辞任)

第173条で準用する第141条 委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。

(委員の失職)

第173条で準用する第142条 委員は、第138条第4項各号のいずれかに該当するに至つた場合には、その職を失う。

(委員の任期)

第173条で準用する第143条 委員の任期は、四年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(委員の罷免)

第173条で準用する第144条 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は職務上の義務に違反した場合その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、議会の同意を得て、これを罷免することができる。

- 2 委員は、前項の場合を除き、その意に反して罷免されることはない。

(委員会の会議)

第173条で準用する第145条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

-
- 4 会長は、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第173条で準用する第146条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、海区漁業調整委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

【地方自治法（抜粋）】

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬ委員会及び委員は、左の通りである。

- 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
 - 四 監査委員
- 2 前項に掲げるもののほか、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならぬ委員会は、左の通りである。
- 一 公安委員会
 - 二 地方労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- 3～8 (略)

第202条の2

1～4 (略)

5 収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行い、海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行い、固定資産評価審査委員会は別に法律の定めるところにより固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査決定その他の事務を行う。

資料 No. 4

令和 7 年度全国内水面漁場管理委員会連合会 中央提案の提出結果について

令 和 7 年 8 月 2 7 日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 中央提案

(1) 実施日

令和 7 年 7 月 1 日 (火)

(2) 実施方法

対面

(3) 提案先省庁

- 1 環境省
- 2 国土交通省
- 3 農林水産省
- 4 文部科学省

(4) 令和 7 年度中央提案結果

2 ページ以降のとおり

2 提案書概要

- I 外来魚対策について (3 項目)
- II 鳥類に対する食害対策について (3 項目)
- III 魚病対策について (3 項目)
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について (8 項目)
- V 放射性物質による汚染対策について (3 項目)
- VI ウナギの資源回復について (4 項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度について (2 項目)

I 外来魚対策について

令和7年度提案趣旨

平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。

また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。

さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。

しかしながら、令和5年度においても共同漁業権911件中453件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらしうる新たな外来生物（特定外来生物に指定されていない外来生物）の侵入も報告されています。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりましたが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和7年度提案	回答・状況等
1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取り入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。 <u>特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。</u> <u>加えて、ミシシッピアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブルーウントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。</u>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、内水面資源被害対策事業により、平成24年度から国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、効果的な駆除技術の開発を行っており、これまでに外来魚等の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じた防除対策を実施する内水面漁業者等が参考をしやすいように取りまとめた、4冊のマニュアルを作成して、配布・周知しています。</p> <p>これらのマニュアルは、水産庁及び全国内水面漁業協同組合連合会のホームページで公開しており、これらのマニュアルも活用して、外来魚駆除に取り組む内水面漁協を支援しています。</p> <p><u>また、今後の拡大が懸念される種や条件付き特定外来生物については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら、必要な対応を検討してまいります。</u></p> <p><u>産業管理外来種については、水産分野における産業管理外来種の管理方針を踏まえ、関係者により利用・管理されていると認識しており、本委員会において、移植の禁止等、措置が行われていると承知しております。</u></p> <p>特定外来生物と産業管理外来魚に関する情報は、水産庁、環境省のそれぞれのホームページにて発信しており、これらの被害軽減対策等については、引き続きホームページ等で普及啓発に力を入れてまいります。</p> <p>今後とも、被害対策の継続的な支援ができるよう、必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>外来魚の生息状況について、河川管理者として、「河川水辺の国勢調査」というものを行っており、これを通じて外来魚の生息状況の把握に努めています。</p> <p>また、市町村や都道府県の環境部局等と連携し、特定外来生物等への</p>

	<p>対応に努めています。今後とも、関係者と連携しながら、対策に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>【環境省】</p> <p>外来種による被害状況について、環境省においては主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、令和5年度にはオオクチバス、コクチバス、ブルーギルに関する生態系に係る被害の状況等について、都道府県からも情報収集を行いました。</p> <p>効果的な駆除技術の開発等については、環境省では、多様な主体によりオオクチバスの効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成21年に作成し、平成26年に改訂したところであり、引き続き普及に努めてまいります。また、平成17年に作成した「オオクチバス等に係る防除の指針」について、外来生物法の改正等の動向や防除手法に係る最新の知見等を踏まえて今年4月に改訂しました。</p> <p>次に、予算の確保について、環境省では、生態系や人の生命・身体への被害の防止を目的として地方公共団体が実施する特定外来生物の防除事業等に対して、特定外来生物防除等対策事業により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p><u>今後、生息域の拡大が懸念されるコウライオヤニラミについては、現在、特定外来生物の指定に向けた検討を進めています。また、昨年の環境省調査で新たに利根川水系における生息が確認されたところであり、関係機関と連携しながら引き続き対策を行う予定です。</u></p> <p><u>ミシシッピアカミミガメ等の条件付き特定外来生物について、防除の手引きや防除マニュアルを作成し技術的な支援を行っています。レイクトラウトやブラウントラウトなどの産業管理外来種の利用にあたっては、種ごとに示す利用上の留意事項に沿って適切に管理を行うことを呼びかけており、引き続き普及に努めてまいります。</u></p>
2	<p>外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心とし広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。</p> <p>【農水省】</p> <p>特定外来生物法においては、オオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して、当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じています。特に、今年4月に環境省と連盟で「オオクチバス等に係る防除の指針」の改訂を行い、水産庁のホームページで公開しています。</p> <p>河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし、一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところです。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。</p> <p>今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めています。</p>

	<p>【環境省】</p> <p>環境省においては、違法放流防止を目的として、現在、環境省が防除を実施している湖沼において監視カメラや注意看板の設置や違法放流防止に係る普及啓発を行っているところです。</p> <p>こうした取組に加え、外来生物問題に関する一般の理解の向上や取締りに対する警察の協力体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的と考えており、引き続き地方公共団体や民間団体等と連携して普及啓発に努めてまいります。</p> <p>漁業関係者において特定外来生物の密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>
3	<p>漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来生物等の駆除及び発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。</p> <p>【農水省】</p> <p>漁業権が設定されていないダム等においても、適切な外来魚駆除等が実施されるよう、引き続き、外来魚の防除対策をとりまとめたマニュアルの幅広い関係者への配布・周知を進めてまいります。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>河川管理者として、河川管理上、支障がある場合、外来生物を防除したり、除去したりしています。</p> <p>また、防除等を行う際には、地方公共団体や漁業協同組合等と連携し、外来魚の持ち込みや持ち出しを禁止する看板を設置したり、外来魚を回収するボックスを設置したり、あるいは、外来魚対策に関する学習会を行っています。</p> <p>これらの事例をまとめた「河川における外来魚対策の事例集」を作成し、ダムの管理者等に周知をしています。</p>

II 鳥類による食害対策について

令和7年度提案趣旨

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講すべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。

つきましては、下記の事項について提案します。

令和7年度提案	回答・状況等
<p>1 カワウによる食害軽減のため、平成26年4月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「<u>被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標は達成できず、その達成期限は令和10年度に見直された。</u>」 <u>この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題（銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など）への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。</u> また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。</p>	<p>【農水省】 水産庁としても、カワウ被害対策の強化は重要な課題と認識しており、環境省と連携して、これまでに実施してきた取組結果の検証を踏まえて「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」を取りまとめ、令和6年5月に公表しました。 同考え方においては、広域協議会等を活用し、各地域の状況に応じ、捕獲・繁殖抑制対策の強化、内水面漁業被害対策の強化を戦略的に実施することとしています。 この考え方を踏まえ、令和7年度においては銃器使用が困難なコロニーでの戦略的捕獲の実証や、被害防止のための石倉設置等を推進することとしています。 本年3月には環境省通知「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法について」が一部改正され、「人の生命、身体に危険を及ぼす恐れが解消されている場所は同法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される」ことが示されたため、これまで銃器による駆除が困難とされてきた場所においても銃器による駆除が進むことを期待しています。 目標の達成に向け、引き続き環境省や広域協議会等と連携しながらこれらの取組を推進してまいります。</p> <p>【環境省】 環境省及び水産庁では、「<u>被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる目標年度を令和10年度まで延長し、さらなるカワウ被害対策の強化を図ることとしております。</u> 具体的には、これまでの取組を踏まえ、 ・シャープシューティングによる集中的かつ効果的な親鳥捕獲の実施 ・銃器使用が困難な場所での捕獲技術の開発・実証 ・ドローンによる孵化抑制や単立ち雛捕獲等による繁殖抑制の継続といった対策を強化すること等により、達成を図ることとしております。</p> その一環として、環境省では、令和5年度から滋賀県と連携して、滋

		<p>賀県高島市のカワウの大規模繁殖地において、シャープシューティングによる効果的・効率的な保革手法の検討を行うためのモデル事業を実施しております。</p> <p>引き続き、水産庁と連携して、半減目標の達成に向けて、対策の強化に取り組んでまいります。</p>
2	<p>サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。</p> <p>また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、平成29年度より「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。</p> <p>本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、河川にテグスを張ること等による漁業被害防止手法等の技術については、マニュアルとして取りまとめ、水産庁ホームページで公表するとともに、全国に配布しています。このような技術・情報の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>【環境省】</p> <p>サギ類の生息状況については、環境省の生物多様性センターが実施する「全国鳥類繁殖分布調査（2016年～2021年）」等において繁殖状況を把握しており、アオサギは全国的に分布が拡大する一方で、コサギやアマサギの分布は縮小していると承知しています。</p> <p>内水面漁業被害の防止を目的としたサギ類の効率的な防除対策については、水産庁において検討されており、引き続き、水産庁とも連携して、適切な状況の把握に努めてまいります。</p>
3	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、カワウ等の被害による漁業被害の軽減・防止を図るために、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行っています。</p> <p>今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.7億円を措置しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>内水面漁業被害防止対策の予算確保については水産庁において行われており、技術的側面では引き続き連携しながら対応を進めます。</p>

III 魚病対策について

令和7年度提案趣旨

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講すべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定（令和2年12月最終改正）され、新たな疾病的水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和7年度提案		回答・状況等
1	<p>アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p> <p>さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法（環境DNA解析など）を確立し、全国河川における調査を実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>アユの疾病については、冷水病とエドワジラ症を含めた「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてしております。この指針は農水省のホームページでも公開しております。</p> <p>冷水病については、令和6年に天然水域で15都道県、養殖場では9県で発生していますが、ピークの平成13～15年頃と比べても、近年は下げ止まっていると承知しています。</p> <p>また、「水産防疫対策委託事業」において、アユ漁場及び養殖場の症例から分離された冷水病原因菌の収集・遺伝子型分類を行い、病害性との関係についての研究も継続して実施していく予定です。</p> <p>エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和6年に天然河川において3県、アユ放流種苗で5県、養殖アユでは1県で保菌が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えていますので、毎年調査を実施してまいります。</p> <p>また、「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」について魚類防疫技術書としてとりまとめ、ホームページにて公表しています。</p> <p>効く薬については、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として、フロルフェニコール製剤が使用可能です。平成29年から使用可能となっております。</p> <p>環境DNA解析について、例年、要望されていることと認識しておりますが、河川内での冷水病原因菌の時空間的な変遷や分布の把握については、その手法の合理性や効果的な実施方法について関係県と議論を深めてまいります。</p>
2	KHV病発生から20年が経過している。感染水域拡大によ	<p>【農水省】</p> <p>近年のKHV病の発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会</p>

	<p>り深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すこと。</p>	<p>指示に基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で初めて KHV が確認された当時と比較して大幅に減少しています。本年は、今日現在で 2 件、昨年は 23 件でした。昨年は同じ時期で 10 件発生しておりました。</p> <p>令和 6 年においては、既発生水域の養殖場から 108 施設の養殖場や加工場へ 804 トンの食用コイが移動したと認識しています。令和 5 年は 66 施設でしたが、108 施設まで増えたと承知しています。</p> <p>関係都道府県からの要望を受け、水産技術研究所が、「コイ放流試験技術連絡協議会」を設け、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県による未感染コイを用いた既発生河川での暴露試験を行っています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視しながら、取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれましては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。</p>
3	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発は、市場規模の小さい魚種では進みにくうことから、既存医薬品の効能拡大による承認や承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正された。</p> <p><u>しかししながら、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めることから、多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。</u></p>	<p>【農水省】</p> <p>承認できるワクチンに DNA ワクチン、サブユニットワクチンを令和 5 年 7 月から追加しています。</p> <p><u>DNA ワクチンの開発・実用化については、「水産防疫対策委託事業」により、IHN の DNA ワクチンの基礎研究、「養殖業成長産業化提案公募型実証事業」により国内初のサケ・マス類用 IHN-DNA ワクチンの実用化の取組、また、「みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業」により DNA ワクチン開発のための期間短縮・コスト削減に係る基盤技術の研究へ支援をしているところです。</u></p> <p>水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、引き続き「水産防疫対策委託事業」ほか各事業により支援してまいります。</p> <p>さらに、魚種をまとめたワクチンの承認が可能になるかについても、引き続き検討してまいります。</p>

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

令和7年度提案趣旨

平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和7年度提案	回答・状況等
1 <u>近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。</u> また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。	<p>【農水省】</p> <p>土地改良事業により河川工作物である頭首工の新設・更新を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。</p> <p>また、魚道が未整備、または魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備に対して支援を行っています。</p> <p>災害復旧事業においては、被災施設を自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能です。また、頭首工を原形復旧することで、魚類の遡上が困難となる場合には、魚道を新設することが可能です。</p> <p>今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう、関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>日本では、大型台風、集中豪雨などにより水災害が頻発化、激甚化しています。<u>現在の治水計画を、過去の降雨実績に基づくものから、気候変動による降雨量の増加などを考慮したものに見直しているところで</u>す。そういう中で、堤防の整備などの治水対策の強化を図っており、<u>大規模災害に強い川づくりを進めていくことにつながると認識しています。</u></p> <p>災害復旧も含め、河川整備及び改修の実施に当たっては、魚類にとっても良好な河川環境となるよう、川が本来有している、生物の生息・生育・繁殖環境を保全、創出するために、多自然川づくりを推進しております。</p>
2 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源か	【農水省】 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、造林・間伐等の森林整備や土砂の崩壊・流出、流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進するための予算措置をしているところです。

	<p>ん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。</p> <p>また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。</p>	<p>また、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において森林整備・保全を行う「漁場保全の森づくり事業」、昨年度は10都道府県で70件を行いましたが、このようなものにも取り組んでいるところです。</p> <p>さらに、森林計画制度の下で市町村が策定する市町村森林整備計画における山地災害防止機能・土壤保全機能や水源涵養機能など重視すべき機能に応じたゾーニング、伐採造林届出制度に基づく指導、森林經營計画の認定等により、適正な造林・保育・伐採等の森林施業を確保しているところです。</p> <p>とりわけ、伐採造林届出制度においては、令和4年度より、適正な伐採と更新の確保のために、伐採後の報告の追加等の対策に取り組んでいるところです。</p> <p>これらの土砂等の流出防止対策を講じているほか、漁場における土砂や流木等の流入が発生した場合には、河川・湖沼であれば河川管理者への御相談が基本となります。また、水産庁の事業である「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」の活用も可能となっております。</p> <p>今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいります。</p>
3	<p>水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要な3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある</p>	<p>【農水省】</p> <p>徐放性肥料であるプラスチック被膜肥料は、使用後の被膜殻がほ場から流出するなど、環境汚染の要因となることが指摘されています。</p> <p>このため、農林水産省では、被膜殻の効果的な流出防止対策を検討するため、令和5年度までに流出実態調査を実施したところです。これを踏まえ、JAなど農業団体等において様々な現場指導が行われております。</p> <p>そのほか、生産現場における被膜殻流出防止に向けた技術に関する実証を支援し、都道府県や農業団体などの参加の下、面的な指導の強化に向けた対応を進めているところです。</p> <p>また、全農等の肥料関係団体では、2030年までにプラスチック被覆</p>

	<p>対策を速やかに講じること。</p> <p>また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。</p>	<p>肥料に頼らない農業にすることを目標とした取組方針を公表しております、農林水産省としては、その実現に向けた代替肥料や流出防止技術の周知など、現場の取組を後押ししてまいります。</p> <p>農薬取締法に基づき登録された農薬による魚類などの水生生物への影響については、環境省において、河川等の水生生物に被害が生じないよう登録基準を設定の上、管理しており、農薬を定められた使用方法を守って使用する限り、問題が生じることはないものと考えております。</p> <p>なお、農薬取締法には、最新の科学的知見に基づき、全ての登録農薬の安全性を定期的に再評価する制度が導入されており、順次、再評価の手続を進めているところです。</p> <p>この再評価の中で、魚類などの水生生物への影響についても、改めて評価を行うこととなっており、再評価の結果に基づき、農薬の安全性の一層の向上を図ってまいります。</p>
4	<p>オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナ</p>	<p>【環境省】</p> <p>農薬については、農業取締法に基づき、定められた方法で使用した際の人の健康や環境に対する安全性が確認され、農林水産大臣による登録を受けなければ、製造、販売等ができません。環境省では、環境保全の観点から、個別の農薬ごとに、魚類、甲殻類等、藻類等の生活環境動植物への影響について、科学的に評価した上で、登録の可否を判断する基準を定めています。</p> <p>また、現在、すでに登録されている農薬について、最新の科学的知見に基づく再評価を順次進めているところであります、引き続き、農薬の安全確保に努めていきたいと考えています。</p> <p>被膜に使用されているような小さなプラスチックは一般的にマイクロプラスチックと呼ばれ、環境中に流出してしまうと回収が困難です。</p> <p>環境省では、こうしたマイクロプラスチックの流出防止に向けて、実態把握が重要と考えており、河川・湖上におけるマイクロプラスチックのガイドラインの策定、海洋への流出量の推計手法の検討、水生生物への影響のリスク評価手法の検討を行っています。また、代替素材の開発支援も実施しているところです。</p> <p>引き続き、農林水産省とも連携し、実態の把握や代替素材の開発、関係者に対するマイクロプラスチックの流出削減の取組の普及に努めてまいります。</p> <p>これまでに水生生物の保全にかかる生活環境項目の環境基準として「亜鉛」等の項目を設定しております。</p> <p>また、水生生物の生息に対する直接的な影響を判断できる指標として、平成28年3月に「底層溶存酸素量」を湖沼等の新たな環境基準項目として設定しました。</p> <p>環境基準や排水基準の設定については、今後も水生生物の保全の視点も含む科学的知見の集積に努め、検討してまいります。</p> <p>【農水省】</p> <p>ミズワタクチビルケイソウについては、令和3年度から水産庁委託事業により生息状況の調査や、殺藻手法・判別手法の開発を実施し、それらの成果を外来魚対策マニュアル等に取りまとめ、令和6年2月に</p>

	<p>ミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。</p> <p>このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。</p> <p>公表しました。令和7年度においても引き続き、繁茂要因の解析や漁場への影響調査を実施することとしております。</p> <p>ミズワタクチビルケイソウは、自然環境下で繁殖した場合は抜本的な対策が困難であることから、生息域が拡大しないよう、ミズワタクチビルケイソウに触れたものを食塩水に浸す等、対策を講じるよう呼びかけており、引き続き対策技術の開発・情報発信に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、その他の藻類への対応については、水産被害の程度を把握しつつ、研究機関と相談しながら必要な対応を検討してまいります。</p>
5 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。	<p>特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖</p> <p>【国交省】</p> <p>河川管理者として、河川管理上の支障となる場合に、外来植物の防除・除去等に取り組んでおります。引き続き、市町村や都道府県の関係部局と連携し、外来植物の対策に努めてまいります。</p> <p>ナガエツルノゲイトウ及びオオバナミズキンバイについては、「地域と連携した河川における外来植物対策のハンドブック」の増補版を令和7年4月に公表しており、2種を含めた外来植物計10種を追加するとともに、河川管理者と地域、関係機関が連携した防除事例の情報提供を行っております。</p> <p>【環境省】</p> <p>オオカナダモについては、特に対策が必要な外来種を選定した「生態系被害防止外来種リスト」に掲載しており、逸出の防止等、適切な行動を広く国民に呼びかけているところです。</p> <p>ミズワタクチビルケイソウとカワシオグサについては、外来生物法に基づく特定外来生物には指定されていませんが、必要な情報収集を行っております。</p> <p>なお、防除方法の開発事例としては、環境研究総合推進費によりオオミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法に係るマニュアルを作成したほか、当省も協力し、農林水産省当が策定した「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」が令和5年3月に更新されたところです。</p> <p>【農水省】</p> <p>水産庁では、「漁場生産力・水産多面的機能強化発揮対策事業」により、内水面漁業関係者が地方自治体等と連携して実施する河川清掃など環境保全活動を支援しています。</p> <p>また同事業対策では、児童生徒を対象とした自然体験学習や、一般の方を対象に環境保全活動の事例を紹介するシンポジウム等を開催するなどし、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。</p> <p>加えて、内水面では同一水域において、漁業や資源増殖の取組、遊漁、ラフティング等のレジャー活動等の様々な活動が行われていることから、関係者間における水面利用のルール形成のための「協議会」を設置することが可能であることが内水面漁業振興法で定められているところ、河川の利用マナーにおける課題が生じた場合は当該枠組みを活用いただくとともに、水産庁としても課題解決に向けて協力してい</p>

<p>沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p> <p>また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。</p>	<p>きたいと考えています。</p> <p>【国交省】</p> <p>各河川事務局において、水生生物調査や水質調査等の現地学習を実施しており、これらを通じて、環境教育を推進しております。引き続き、子供たちが河川で学ぶ機会を創出できるよう、関係機関と連携し、取組を進めてまいります。</p> <p>また、河川管理上で必要な場合、関係機関等との連携の上、河川管理用通路やスロープの整備等、水辺にアクセスしやすい環境整備を行っております。</p> <p>河川の利用マナーについては、立て札による啓発や河川巡視等による対策を行っております。</p> <p>【環境省】</p> <p>自然環境保全の重要性については、例えば、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）において、関係省庁（農水省、国交省等）とも連携し、企業や国民に対して具体的な行動変容や連携を促すべく、様々なフォーラム、イベント等の開催や、普及啓発ツールの作成等を通じて、情報発信に努めているところです。</p> <p>地方環境事務所でも、各地域のニーズや事情も踏まえながら、自然観察会の開催等をこれまでしておりますが、今後も引き続きこうした啓発活動を展開して参ります。</p> <p>平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画について、外来種対策の更なる充実及び管理体制の強化を図り、国内の多様な主体による外来生物対策の更なる推進及び同分野における国際貢献に資すること等の観点から見直し作業を進め、令和7年3月、「外来種被害防止行動計画第2版」を策定しました。普及啓発に当たっては、外来種問題の存在に気づき、侵略的外来種が様々な被害をもたらし得る存在であることや、すべての国民が外来種問題の当事者になる可能性があり、外来種問題は自分事であることを伝え、認識してもらう。その上で、日常的に意識すべき擬態的な行動を例示し対策についての具体的な行動につなげていきたいと考えております。</p> <p>具体的には、チラシ等の配布やイベントへの参画を始めとする関係機関との連携等の既存の取組に加え、環境省のウェブサイトやSNS等、多様なメディアで発信するとともに、文部科学省や教育機関、動物園等と連携するなど、様々な場所や機会を通じて普及啓発を行っていきたいと考えています。</p> <p>【文科省】</p> <p>豊かな環境を維持創出しながら持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要だと考えています。このため文部科学省においては、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」およびその基本方針の趣旨に基づきまして、環境省をはじめとする関係省庁との連携を図りながら、学校教育や社会教育における環境教育の推進のために必要な政策に取り組</p>
---	--

	<p>んでいるところです。大きな動きとしては基本方針が令和6年5月に改定され、この中で、自然体験活動の重要性について改めて強調しています。加えて、環境教育の推進に関する事務連絡を改定の日に併せて発出をしました。さらに文部科学省から配信しているメルマガ等の活用や、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育の担当に対する情報提供を行っています。引き続き関係省庁と連携した環境教育の取組をしっかりと進めていきたいと考えています。</p> <p>学校における体験活動については、学習指導要領の総則において、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さの重要性などを実感しながら、理解することができるよう各教科などの特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しています。また自然環境保全や外来生物につきましては、例えば中学校理科の学習指導要領において、身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識することと規定していまして、その内容の取り扱いとして気候変動や外来生物についても触れることとしています。さらに環境省において、学校や地域での環境教育を実践推進するリーダーとなる教職員等を養成するための研修を実施しておりますが、文部科学省におきましてもその事業の周知を協力しているところでございます。また学校におけるアカミミガメやアメリカザリガニの取り扱いなどの外来生物の取り扱いにつきましては、環境省が所管する「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律」が改正されたことを踏まえて、令和5年5月に文部科学省からも事務連絡を発出したところです。引き続き学習指導要領の趣旨内容の周知徹底を図りつつ関係省庁とも連携しながら環境教育の推進に取り組んでまいりたいと思います。</p>
6	<p>濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。</p> <p>一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや渓流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を行うとともに、必要な</p> <p>【農水省】</p> <p>農林水産省所管のダムでは、下流河川への放流に当たり、定期的な濁水調査の実施に加え、必要に応じて、取水する水深を変える運用である選択取水等を行ってきているところです。引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>【国交省】</p> <p>国土交通省管轄のダムにおいては、必要に応じて、対策設備を設置しております。また、洪水後に、どの程度の濁水が出ているか等の調査を行っております。引き続き、地元と協議しつつ、設備の運用改善や追加設備の必要性等を検討するなど、適切に対応してまいります。</p> <p>また、川床の低下やアーマー化については、下流関係者と調整を図りながら、ダム貯水池に堆積している土砂を下流河道へ置土し、土砂還元の取組などを進めております。引き続き、土砂還元の取組等を通じて、ダム下流河川の環境改善に努めてまいります。</p> <p>河川の生物については、ダム下流も含め「河川水辺の国勢調査」等においてモニタリングに努めてまいります。</p>

	対策を講じること。	
7	天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、令和5年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」において、地球温暖化による影響も踏まえて、流下時の河川環境や海域生活期に着目した遡上量予測技術の開発等を進めています。</p> <p>また、「浜の活力再生・成長促進交付金」により、都道府県水試が実施するアユの遡上量調査等を継続的に支援しています。</p> <p>引き続き、世の中のニーズや研究現場からのご提案等を踏まえつつ必要な予算を確保し、調査研究を進めてまいります。</p>
8	気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、「資源回復のための種苗育成・放流事業」において、豪雨災害等により変化した内水面漁場に適用できる環境改善技術の開発等を行っているところです。</p> <p>今後とも、関係者と連携しつつ、気候変動の影響への対応に資する取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境省からは、気候変動の影響の知見の整理の観点から回答します。環境省では、気候変動適応法に基づき、最新の科学的知見を踏まえ、おおむね5年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとしており、直近では令和2年12月に公表しています。気候変動影響の評価は、農林水産業分野や健康分野など、7分野を対象としており、現在、次期影響評価に向けて、内水面漁業も含む、農林水産業への影響に関する論文などの科学的知見の収集・整理を行っているところです。次期気候変動影響評価のとりまとめは、令和7年冬頃を予定しています。</p> <p>内水面漁業に関する気候変動影響についての研究や具体的な適応策の検討・実施については、農林水産省が所管しています。環境省は、気候変動適応計画の事務局として、政府の適応策全体を推進、進捗管理する立場です。</p>

V 放射性物質による汚染対策について

令和7年度提案趣旨

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講すべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。

淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和7年度提案	回答・状況等
1 河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。 また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。	<p>【農水省】</p> <p>水産庁では、福島第一原発の事故直後から淡水域、海域とともに水産物中の放射性物質検査を実施しています。河川や湖沼における水産物中の放射性物質の濃度は時間の経過とともに減少しており、海面と同様です。検査結果については、全て水産庁のホームページに掲載しています。また、掲載するだけでなく、様々なイベントで検査結果の周知もしております。一般の方々にも周知する取組を続けております。</p> <p>周知を継続する理由としては、昨年度もお話ししましたが、やはり原発事故直後で、情報が止まってしまっている方がいらっしゃいますので、水産物中の放射性物質濃度は、事故から14年経過しており、下がっていて、検査結果も検出限界未満である旨の周知を実施しているところ。これは引き続き継続していきたいと考えています。</p> <p>あとは、未だに流通できない魚種がありますが、昨年度の意見交換会の際には、栃木県の中禅寺湖の解除に向けて、栃木県と一緒にモニタリングしているという話をさせていただき、無事に採捕の自粛が解除になりました。こういった取組を進めています。今後とも県の自粛等で出荷制限がかかっている県の方々には、引き続き相談し、解除に向けて都道府県と一緒に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>【環境省】</p> <p>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質緯線対処特別措置法に基づく除染の対象としていません。</p> <p>ウェブサイトで解説を掲載するなど、これまでにも情報発信をしてきたところです。今後の問合せに対しても必要な説明に努めています。</p>
2 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と	<p>【農水省】</p> <p>モニタリングについては、引き続き実施できるように、予算要求をしていきたいと考えております。検査結果についても、正確な情報提供に努めてまいります。</p>

	<p>海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>降雨等による影響把握という御要望いただいており、こちらも環境省から回答があったと思いますが、先月福島県の現場を回らせていただき浪江町から同様の要望がありました。</p> <p>例えば、帰還困難区域の山林から、放射性物質を含んだ土壤の汚染は減少傾向にあるものの、大雨の影響でため池に再度流れ込んでしまい、汚染が繰り返されるというような話は聞いております。農水省としては、例えば、山林内の放射性物質の抑制のため、土壤流出の防止策についての事業を実施しておりますので、引き続きしっかりと対応していきたいと考えています。</p>
3	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。</p>	<p>【環境省】</p> <p>環境省では、I C R P (国際放射線防護委員会) が定める考え方従い、淡水魚類ではメダカについて放射線影響調査を実施しております。最新の調査(令和6年度)では、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値となりましたが、本評価はより大きな影響が生じうる条件を設定して計算した保守的な推定を行ったものであり、実際にこのような影響が生じていることを示すものではありません。影響を長期的に把握するための調査を今後も継続してまいります。</p> <p>【農水省】</p> <p>既往の研究として、淡水魚は体内の塩分を保持する機能が働くため、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが研究で分かっています。</p> <p>国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った、淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によると、魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は、餌の濃度以上にあがらないこと、魚に取り込まれた放射性セシウムは汚染されてない環境で飼育することで徐々に排出されるということ、河川では放射性物質が滞留しにくいものの、空間線量の高い渓流域やこの周辺陸域からの影響を受けることで、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかになっております。</p> <p>これらの知見や研究結果を踏まえながら、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むように関係自治体とよく相談してまいります。研究結果については、御協力いただいた漁業団体等に報告して、御要望に応じて、漁業・流通・消費者の各現場を含む他の団体への報告も検討してまいります。</p> <p>また、本年度は我々のグループに、人事交流で水産研究・教育機構の放射性物質の研究者にも来ていただきました。そういった人の力も借りつつ、現場の方にはしっかりと研究内容を説明ができる体制になっています。</p>

VI ウナギの資源回復について

令和7年度提案趣旨

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合(IUCN)の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えています。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

令和7年度提案		回答・状況等
1 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。	【農水省】 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」を実施し、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握や、産卵回遊が期待できるニホンウナギの作出等の課題に取り組んでいるところです。 今後とも、関係者と連携しつつ、適正な放流手法の確立等に取り組んでまいります。	
2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。 また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。		

		<p>パトロール等の総合的な対策を行っております。引き続き、このような総合的な密漁対策の推進に努めてまいります。</p> <p>加えて、令和7年12月から水産流通適正化法がシラスウナギに適用されることに向け、同法による漁獲番号の伝達、取引記録の作成・保存等の義務が円滑に履行されるよう、利便性が高いトレーサビリティシステムの開発を支援しているところです。引き続きシステムの開発、運営支援及び、シラスウナギ流通関係者等へのシステムの普及、制度の周知に努めてまいります。</p> <p>これらの対策の浸透を図り、引き続きシラスウナギ流通の透明化とウナギ資源の管理に取り組んでまいります。</p>
3	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取り組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。	<p>【農水省】</p> <p>毎年同じような話をしているかと思いますが、シラスウナギの大量生産技術の技術開発につきましては、平成26年度から水産庁の委託事業によって、技術開発を行ってきているところでございます。今年も引き続きやっております。社会実装の方は、この水産庁の委託事業を、水産研究教育機構を中心に静岡、愛知、宮崎、鹿児島という現場の盛んな地域の生産研究機関にも入ってコンソーシアムの形でやっていただいて、これを進めているところでございます。</p> <p>親魚の養成、餌やり技術、稚魚の飼育に関する技術について、コンソーシアムの中で行っています。このコンソーシアムには、養鰻業者等を含む民間企業も参画しているということでございまして、この社会実装においてはコンソーシアムを中心に、技術開発の成果の展開を行っていくということを考えています。今の状況としては、秘密保持の観点から、技術移転はコンソーシアムの中でとどめていたんですが、コアな部分として水槽だとか餌に関する主要な特許が国内登録に至ったということもあります。今後は幅広く技術移転を行うべく、どういう組織でやっていくかについて検討を進めていきたいと考えています。</p>
4	<p>ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p> <p>また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>これを契機として、国際的な資源管理の取組として、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、国内においては、シラスウナギ採捕、親うなぎ漁業及びうなぎ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>また、水産庁においては、「うなぎの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのうなぎの増殖義務の履行について」として技術的助言を発出しているところであり、産卵に向かうウナギの漁獲抑制や海面におけるウナギの漁獲抑制に関して関係者による検討を促進している</p>

	ところです。現在、自主的な取組を含め 27 都県で実施されているところであり、これらの検討がより進むよう、引き続き、関係者への周知等に努めてまいります。
--	--

VII 内水面漁場管理委員会制度について

令和7年度提案趣旨	
令和7年度提案	回答・状況等
1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。	<p>【農水省】</p> <p>内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定をはじめ、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p> <p>今後、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していくことが重要と考えています。</p> <p>このため、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>
2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。	